

議案第4号

大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例案

大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ）」を「公立大学法人大阪市立大学及び地方独立行政法人大阪市民病院機構（以下「本市が設立した地方独立行政法人」という）」に改め、同条第4号中「地方独立行政法人」を「地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」に改める。

第52条第2項中「第66条第1項各号」を「第76条第1項各号」に改める。

第53条第1項第1号中「設立した」を「設立団体（地方独立行政法人法第6条第3項に規定する設立団体をいう。）である」に改める。

附則に次の4項を加える。

（地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立に係る経過措置）

13 市長の保有個人情報であって、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立に伴い市長が地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に引き継ぐ個人情報について、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立の日前にこの条例の規定によって市長が行い又は市長に対して行われた処分、手続その他の行為がある場合における当該処分、手続その他の行為に係るこの条例の規定の適用については、第2条第1号中「消防長並びに」とあるのは「消防長、」と、「」をいう」とあるのは「」並びに地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所をいう」と、同条第3号中「の役員」とあるのは「及び地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の役員」と、第44条中「本市が設立した地方独立行政法人」とあるのは「本市が設立した地方独立行政法人若しくは地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所」とする。

14 前項の場合において、同項に規定する処分、手続その他の行為については、この条例の規定によって地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所が行い又は地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

(地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立に係る経過措置)

15 地方独立行政法人大阪市立工業研究所の保有個人情報であつて、地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立に伴い地方独立行政法人大阪市立工業研究所が地方独立行政法人大阪産業技術研究所に引き継ぐ個人情報について、地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立の日前にこの条例の規定によって地方独立行政法人大阪市立工業研究所が行い又は地方独立行政法人大阪市立工業研究所に対して行われた処分、手続その他の行為がある場合における当該処分、手続その他の行為に係るこの条例の規定の適用については、第2条第1号中「消防長並びに」とあるのは「消防長、」と、「)をいう」とあるのは「)並びに地方独立行政法人大阪産業技術研究所をいう」と、同条第3号中「の役員」とあるのは「及び地方独立行政法人大阪産業技術研究所の役員」と、第44条中「本市が設立した地方独立行政法人」とあるのは「本市が設立した地方独立行政法人若しくは地方独立行政法人大阪産業技術研究所」とする。

16 前項の場合において、同項に規定する処分、手続その他の行為については、この条例の規定によって地方独立行政法人大阪産業技術研究所が行い又は地方独立行政法人大阪産業技術研究所に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第52条第2項の改正規定は、平成29年5月30日から施行する。
- 2 大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「本市」を「同号に規定する本市」に改め、「(地方独立行政法人

法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）」を削る。

平成29年2月14日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

本市及び大阪府が設立団体である地方独立行政法人の設立に伴い、実施機関等の範囲を改めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市個人情報保護条例 (抄)

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、大阪市会議長（以下「議長」という。）、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに**公立大学法人大阪市立大学及び地方独立行政法人大阪市民病院機構**（以下「本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

(2)-(3) 省 略

(4) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（**地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）**を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。

(5)-(6) 省 略

(調査、勧告又は公表の制限)

第52条 省 略

2 前項の規定の趣旨に照らし、市長は、事業者が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）**第66条第1項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報を取り扱う第76条**

場合に限る。）に対して個人情報を提供する行為については、前2条の規定による調査、勧告又は公表を行わないものとする。

(出資法人等が講ずべき措置等)

第53条 次に掲げる法人又は団体（以下この条において「出資法人等」という。）は、この条例の規定に基づく本市又は本市が設立した地方独立行政法人（以下「本市等」という。）の施策に留意し、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(1) 本市等が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人（本市が設立した**設立団体**

地方独立行政法人
（地方独立行政法人法第6条第3項に規定する設立団体をいう。）である

を除く。)のうち本市等が行う事務又は事業と特に密接な関係にある法人であって市長が定めるもの

(2) 省 略

2 - 4 省 略

附 則

1 - 12 省 略

(地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立に係る経過措置)

13 市長の保有個人情報であって、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立に伴い市長が地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に引き継ぐ個人情報について、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立の日前にこの条例の規定によって市長が行い又は市長に対して行われた処分、手続その他の行為がある場合における当該処分、手続その他の行為に係るこの条例の規定の適用については、第2条第1号中「消防長並びに」とあるのは「消防長、」と、「)をいう」とあるのは「)並びに地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所をいう」と、同条第3号中「の役員」とあるのは「及び地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の役員」と、第44条中「本市が設立した地方独立行政法人」とあるのは「本市が設立した地方独立行政法人若しくは地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所」とする。

14 前項の場合において、同項に規定する処分、手続その他の行為については、この条例の規定によって地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所が行い又は地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

(地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立に係る経過措置)

15 地方独立行政法人大阪市立工業研究所の保有個人情報であって、地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立に伴い地方独立行政法人大阪市立工業研究所が地方独立行政法人大阪産業技術研究所に引き継ぐ個人情報について、地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立の日前にこの条例の規定によって地方独立行政法人大阪市立工業研究所が行い又は地方独立行政法人大阪市立工業研究所に対して行われた処分、手続その他の行為がある場合における当該処分、手続その他の行為に係るこの条例の規定の適用については、第2条第1号中「消防長並びに」とあるのは「消防長、」と、「)をいう」とあるのは「)並びに地方独立行政法人大阪産業技術研究所をいう」と、同条第3号中「の役員」とあるのは「及び地方独立行政法人大阪産業技術研究所の役員」と、第44条中「本市が設立した地方独立行政法人」とあるのは「本市が設立した地方独立行政法人若しくは地方独立行政法人大阪産業技術研究所」とする。

16 前項の場合において、同項に規定する処分、手続その他の行為については、この条例の規定

によって地方独立行政法人大阪産業技術研究所が行い又は地方独立行政法人大阪産業技術研究所に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

大阪市暴力団排除条例（抄）

（個人情報の収集及び提供）

第13条 大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）第2条第1号に規定する実施機関（同号に規定する本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）を除く。以下「実施機関」という。）は、この条例に基づき暴力団の排除を図るため、実施機関が定めるところにより、必要な個人情報（同条第2号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するものとする。

2 省 略